

## 令和 8 年度 東京都立港特別支援学校いじめ防止基本方針

### 1 基本理念

「いじめ」は、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、すべての生徒に起こりえる問題である。

これらをふまえ、本校では、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせない学校づくりに教職員一丸となって取り組む。

### 2 いじめ問題に向けての学校の基本的な考え方

- (1) いじめはどの学校でも起こり、誰もがいじめを受ける側にもいじめを行う側にもなり得ることを十分理解し、教職員の不適切な言動や体罰などが、いじめの発生を許し深刻化を招くという認識をもつ。
- (2) 教育活動全体をとおして、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育てるとともに、「自分も他人も認められ、必要とされる存在である」という気持ちや態度を育む。
- (3) 授業や特別活動などを通じて、SNS東京ノートも活用して適切な使用の仕方を理解させる。
- (4) 生徒の様子や生徒同士の間関係の些細な変化を見逃さず、教職員同士で共通理解を常に図る。
- (5) 日頃から生徒とのコミュニケーションを大切にし、相談しやすい信頼関係を築くとともにいじめがあった場合に生徒が勇気をもって伝える力を身につけさせる。
- (6) 「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもち、いじめを発見した場合は、学校一丸となって当該生徒を守るとともに、いじめを行っている生徒に対しては適切な対応と指導を迅速に行う。
- (7) 保護者や地域住民及び関係機関などとの連携を図り、いじめの未然防止のための状況把握、情報収集に努める。
- (8) いじめ・体罰・人権・セクハラを含めた教職員の研修を計画的に実施する。

### 3 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。さらにいじめの疑いを認知した場合は速やかな対応と解決を図る。

### 4 いじめ防止等のための組織

#### (1) 学校いじめ対策委員会

学校におけるいじめ問題への効果的な対応と未然防止を図るための対策を実効的に行うための中核的な組織として、学期 1 回を定例会とする。

校長、副校長、生活指導主幹教諭、生活指導部主任、学部主幹教諭、学科主幹教諭、普通科 1 年学年主任、普通科 2 年学年主任、普通科 3 年学年主任、職能開発科主任、養護教諭

#### (2) 学校サポートチーム

学校だけでは解決が困難なケースに対し、学校が主体となって早期解決できるよう、関係機関と連携を図りながら取組を進めるために、学校長は必要に応じて校外委員を招集する。

校長、副校長、生活指導主幹教諭、生活指導部主任、学部主幹教諭、学科主幹教諭、普通科 1 年学年主任、普通科 2 年学年主任、普通科 3 年学年主任、職能開発科主任、養護教諭

※ 校外委員 (例) スクールサポーターなど

## 5 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止についての取組

ア 教職員がいじめについての共通理解を図る

イ 生徒と教職員間との信頼関係の構築

(ア) 教職員は生徒との適切かつ良好なコミュニケーションに努め、生徒との信頼関係を築き、会話や観察をとおして、生徒のわずかな心の変化も見逃さないように努める。

(イ) 教職員は、友達へのちょっとしたからかい、中傷や暴言及び人や物にあたることに対して、その場で適切に指導することで、生徒に物事の善し悪しを判断する力を育てるとともに、学校は守られる場所という認識をもたせる。

ウ 自分が必要とされる実感をもてる教育の充実

(ア) 自他を認める心、思いやりのある心、ルールやマナーを守る心などの道德教育を推進する。

(イ) 全ての学校生活の中で達成感・自己肯定感・感動する心などを育てる。

エ 道德教育及び情報モラル教育の推進

オ 保護者と連携した指導の充実

カ 相談体制の充実

### (2) 早期発見のための取組

ア 日常的な観察と情報収集

(ア) 友達関係に変化はないか、言動や様子に変わったところかないかないか、身体に傷や痣などはないか、保護者との連絡の中で不自然なことはないかなどを毎日注意深く確認する。

(イ) 欠席状況の把握を行う。

イ 教員間の情報交換

毎日の打ち合わせや学年会及び保健室等の連絡を密にする。また、学年連絡会、全校ケース会議では、見守る必要のある生徒や課題のある生徒について共通理解を図る。

ウ いじめ調査の実施（年に3回）

エ 外部指導員などとの連携

### (3) 早期対応のための取組

教職員は、いじめの兆候を把握した時は、軽視することなく、迅速かつ適切に対応をする。いじめを受けている生徒を守るとともに、直接加担した生徒及びその周りで見ていた生徒への指導を学年や学校全体で組織的に対応する。

ア いじめ発見時

教職員は、即座にいじめを止めさせるとともに、学年の教員や生活指導主任に連絡し、いじめにかかわった関係者に適切な指導（聴き取り）ができる環境を整える。同時に、管理職に報告する。

イ 実態把握と事実確認

(ア) いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒に個別に聴き取り、記録をする。

(イ) 周りの生徒からも聴き取る。

(ウ) 友達関係の相関図、時系列により、いじめの全体像を把握する。

- いじめを行った生徒といじめを受けた生徒の確認
- 時間と場所の確認
- 内容（どのようないじめか、被害を受けたのか）
- 背景と要因（いじめのきっかけ）
- 期間（いつ頃からどのくらい続いているのか）

- 事実確認をする際は、他の生徒に目に触れないように場所の設定には留意する。また、必ず二人一組で行い、特にいじめを受けた生徒には生徒と信頼関係がある教員とでの聴き取りを行う。

(エ) 聴き取り終了後までには、見守る体制を確立する。(授業中、登下校、更衣、休み時間、放課後など)

#### ウ 指導体制、方針決定

(ア) 校長は、「学校いじめ対策委員会」を招集し方針を決定する。

(イ) 事実の詳細確認

これからの指導の流れ及び対応する教職員の役割分担を決定する。

(ウ) 教職員への指導方針等の共通理解の徹底

見守り体制の再確認をする。

(エ) 再発防止策の検討

保護者 (いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒) へ説明する。

#### エ 生徒への指導・支援

(ア) いじめを受けた生徒へのケア

- ・ いじめを受けた生徒が安心でき話しやすい環境作りを行う。
- ・ いじめを受けた生徒から、事実・状況を正確に知り、教職員間での共通理解を図る。
- ・ いじめを受けた生徒の学校や家庭での様子について把握すると共に、被害のダメージを掌握したうえで、都教育相談センターの臨床心理士や他の専門機関への協力を依頼する。

(イ) いじめを行った生徒への指導

(ウ) 保護者への支援 (いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒)

- ・ 学校への不安感や不信感が生じないよう確認した事実及び状況を公平に伝える。
- ・ いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の家庭の様子を把握し指導の参考にする。
- ・ 保護者自身の不安感などに対応できる相談 (健康相談やその他の機会) を提供する。

(エ) 周りの生徒への指導 (いじめを受けた生徒が所属する学級・グループなど)

いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えるよう指導する。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを伝える。

(オ) その他

いじめを報告してきた生徒がいる場合は、その勇気を認めるとともにその生徒がいじめにあわないよう保護者などとも連携し、授業中、登下校、更衣、休み時間、放課後などの見守り体制を確実にする。

#### (4) 重大事態への対処

重大事態とは、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められるとき、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるときである。このような事態発覚の場合は、直ちに関係諸機関に連絡、協力を依頼し、学校や関係諸機関及び地域などとともに事態の解決・収束を図る。

#### ア 報告・連絡体制の確立

(ア) 校長は、校外委員含めたいじめ対策委員会を招集し、事実の詳細を把握するとともに、警察・東部学校経営支援センター支所・指導部義務教育特別支援教育指導課へ報告する。

(イ) 東部学校経営支援センター支所と連携し、報道機関へ誠実に対応をする。

#### イ 詳細な事実確認の把握

(ア) いじめを行った生徒等の聴き取り及び全生徒対象の緊急アンケートを実施する。緊急アンケートをもとに必要に応じて聴き取り調査を実施する。

(イ) 保護者 (いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒) への聴き取りを実施する。

#### ウ 生徒や教職員などへの心のケアの対応

(ア) いじめを受けた生徒の心身のケアは、保護者及び医療機関などと慎重に連携しながら対応する。

(イ) 東部学校経営センター支所と連携し、都教育相談センターの臨床心理士を一定期間配置させ生徒及び教職員の心のケアを行う。

#### エ 再発防止についての公表

### 6 教職員の研修計画

いじめの諸問題（原因、防止、対処方法など）に対して必要と思われるテーマについて様々な観点から年3回研修する。（例：いじめについての専門的な知識、人権研修について）

### 7 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 入学相談などを通じて、本校入学前の生徒の状況を把握する。

(2) 学校便りやHPでいじめの基本方針について公表し、年度末の保護者会で報告する。

(3) P T Aと連携し、学校外の生徒の様子等を把握する。

(4) 健康相談やその他の機会を活用し、保護者が相談しやすい環境を作る。

(5) アンケートを集約し、いじめについての状況を保護者にお知らせをする。

### 8 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

学校いじめ対策委員会において、必要と考える場合、校長の指示で、児童相談所やスクールサポーター及び民生委員等を含めた支援会議を実施する。

### 9 学校評価及び基本方針改善のための計画

学校評価のアンケート項目の「友達関係」及び「学校生活」については、生徒、教員、保護者の意識の違いなどを分析し改善することで、生徒一人一人が安心して学べる環境づくりに反映させる。

付則 この規定は、令和7年6月6日一部改訂する。